

第11章 企業活動の国際展開に伴う商標保護のための制度整備について

I. 改正の必要性

1. 商標の早期保護の必要性

商標法は、商標を使用する者の業務上の信用の維持向上を図ることによって、産業の発達に寄与することのみならず、併せて需要者の利益の保護を目的とするものである(第1条)。そして、商標法はこの法目的を達成する手段として「商標権」の設定登録という行政処分を行うこととし(第18条)、この「商標権」については、商標権者が指定商品又は指定役務について登録商標の使用を専有する権利として構成する(第25条)。

しかし、近年における商品・サービスのライフサイクルが短縮している等の経済的環境の下では、広告等企業の経済活動を通じて商標が有する信用力、顧客吸引力等については、商標権の設定登録前に発生するケースが増えており、そのような場合においては出願段階においても商標に一定程度の保護を与える必要性があると考えられる。特に、商標はその対象がいわゆるマーク(標章)からなるものに過ぎず、模倣等が容易であることから、商標を取り巻く経済環境の変化に鑑みれば、商標に化体した信用力の毀損等に対しては迅速な保護が得られる制度の構築の必要性が高い。

こうした早期保護の必要性の観点を踏まえれば、法定の登録要件を具備しているか否かについて事後的にチェックすることを前提として、商標権の設定の登録前の時点であっても商標法上何等かの保護を与えることが必要と考えられる。

2. 企業活動の活発な国際展開に伴う海外における商標保護の必要性

国際的な企業間競争が進展する中においては、国際市場において質の高い識別された商品・サービスを提供していくことが重要となってきている。

これに伴い、こうした商品・サービスを顧客に対して識別、保証、広告する機能を有するものとして、商標の重要性が一層高まっている。

また、「高品位の商品・サービスをめぐって展開される企業間競争においては、それらの個性を表象するものとして商標が有効に用いられており、特定の企業の信用が商標に累積的に化体されることで、高い価値を有するブランドが確立されるようになってきている。さらに、こうした高いブランドイメージを維持するために企業が商品・サービスの品質を高く保つ努力を払うことで、さらに高品位の商品・サービスが生み出され需要者に提供されることにもつながっている。そして、商品・サービスのライフサイクルの短期化とも相俟って、ブランドが企業イメージを想起させ、商品・サービスの基本的価値にも影響を与えるようになっていることから、その傾向は一層頭著なものとなっている。

こうした商品・サービスと商標との相乗効果を積極的に活かしつつ、企業は国際市場の中で戦略的に商標を位置付けるようになっており、国内のみならず海外においても、簡易、迅速かつ低廉な方法による商標権の取得・保護が求められている。

3. マドリッド協定議定書加入に向けた対応

このように、商品・サービスの個性や質の象徴としての商標を、企業は戦略的に活用しており、企業の国際展開に際しても簡易、迅速かつ低廉に商標の保護を図る枠組みの必要性が高まっている。そして、海外における商標権の取得を簡易かつ迅速に行うシステムとして、商標の国際登録制度であるマドリッド協定議定書が発効しており、このシステムを用いれば、これまで各国個別の手続によらなければならなかった海外における商標権の取得が、複数の締約国を指定することによって一括して行うことができ、手続コストも低廉になるものである。

第11章 企業活動の国際展開に伴う商標保護のための制度整備について

以上のような状況を踏まえ、通商産業省・特許庁では、平成10年6月2日に開催された第35回工業所有権審議会総会において、商標小委員会を設置し、幅広く各界から有識者を募り、またアンケート調査等によって得られた様々な意見を十分に参考にしつつ積極的な検討が行われ、同年12月に同小委員会の報告を受けた工業所有権審議会総会において特許法等の改正に関する答申（企業活動の国際展開に伴う商標保護のための制度整備について）がとりまとめられた。

以下に示す改正の内容は、こうした議論を経てまとめられた答申に基づくものである。

II. 改正の概要及び条文の解説

工業所有権審議会答申において示された考え方方に沿って、次のような改正が行われた。

(1) 商標の早期保護のため及びその他の改正

- ① 出願公開制度の新設
- ② 商標登録前の金銭的請求権の新設
- ③ 設定登録料納付時における区分の減縮補正
- ④ 出願公開公報掲載後の商標登録出願の処分

(2) マドリッド協定議定書加入のための改正

- ① 登録の査定の特例
- ② 国際登録出願：我が国より国際事務局に国際登録出願の願書等を提出するための規定
- ③ 国際商標登録出願に係る特例：我が国以外の締約国が我が国を指定して国際登録の保護を受けようとするための規定
- ④ 商標登録出願等の特例：議定書に基づく保護が失われた後に我が国において保護を受けようとするための規定

1. 商標の早期保護のため及びその他の改正

(1) 改正の概要

① 出願公開制度の新設（第12条の2）

商標登録出願があったときは、特許庁長官は、出願内容を商標公報に掲載し、出願公開をする。

② 商標登録前の金銭的請求権の新設（第13条の2）

出願人は、出願後に出願内容を記載した書面を提示して警告したときは、商標権の設定登録前に出願に係る商標を使用した者に対し、その使用により生じた業務上の損失に相当する額の支払いを請求できる。

③ 設定登録料納付時における区分の減縮補正（第68条の2→我が国においてマドリッド協定議定書が効力を生ずる日から第68条の40に変更）

出願人は、登録料の納付と同時に商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正をすることができる。

④ 出願公開公報掲載後の商標登録出願の処分（第75条）

出願公開公報の発行に伴い、その公報掲載後の商標登録出願の処分等についても商標公報へ掲載することとした。

(2) 商標法の改正条文の解説

イ. 出願公開制度の新設

（出願公開）

第十二条の二 特許庁長官は、商標登録出願があつたときは、出願公開をしなければならない。

2 出願公開は、次に掲げる事項を商標公報に掲載することにより行う。

第11章 企業活動の国際展開に伴う商標保護のための制度整備について

ただし、第三号及び第四号に掲げる事項については、当該事項を商標公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。

一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 商標登録出願の番号及び年月日

三 願書に記載した商標（第五条第三項に規定する場合にあつては標準文字により現したもの。第十八条第三項第三号及び第二十七条第一項において同じ。）

四 指定商品又は指定役務

五 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

今回の改正において、商標登録出願から設定の登録までの間に第三者が権原なく商標登録出願に係る商標をその指定商品又は指定役務について使用した行為に対して、商標登録出願人は、当該商標の設定登録後に金銭的請求権等を行使できることとした（第13条の2：後述P116参照）こととあわせ、実際に商標登録出願されているその内容を特許庁の公的な刊行物である商標公報（第75条第1項）に掲載して、商標登録出願情報の公示を図ろうとするものである。

出願の分割（第10条）、出願の変更（第11条、第12条、第65条）の場合は、その新たな出願があった時点で商標公報に掲載される。

国際商標登録出願（第68条の9）すなわち、議定書ルートの出願（後述P138参照）については、英語又は仏語で国際事務局による公報が発行される（議定書第3条(4)）が、我が国では特にこの公報に効果を付与するものではない。発行部数及び入手容易性などの点で、我が国の国民に周知する手段として適当ではないからである。

また、商標法上の出願公開は、特許法の出願公開（特許法第64条）とは異なり、発明公開の代償としての仮保護を与えるものではないので、補償金請求権（同第65条）のごとき権利は認められない。

なお、我が国ではこの商標公報に、国際登録簿に英語又は仏語で記載された

国際登録において指定された商品・役務名に、指定商品・指定役務の参考として日本語訳を付す予定である。

【関連する改正事項】

◆商標法第68条第1項（商標に関する規定の準用）

防護標章登録出願についても設定登録前の金銭的請求権の創設を導入していることから、本条を防護標章登録出願について準用するものである。したがって、防護標章登録出願についても出願公開の対象となる。

◆商標法第75条第2項（商標公報）（後述P121参照）

商標登録出願の出願公開制度を導入したことに伴い、その出願公開後の出願の内容の変更を公報に掲載することとしたものである。

四、金銭的請求権の新設

（設定の登録前の金銭的請求権等）

第十三条の二 商標登録出願人は、商標登録出願をした後に当該出願に係る内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後商標権の設定の登録前に当該出願に係る指定商品又は指定役務について当該出願に係る商標の使用をした者に対し、当該使用により生じた業務上の損失に相当する額の金銭の支払を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求権は、商標権の設定の登録があつた後でなければ、行使することができない。
- 3 第一項の規定による請求権の行使は、商標権の行使を妨げない。
- 4 商標登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第四十三条の三第二項の取消決定が確定したとき、又は第四十六条の二第一項ただし書の場合を除き商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

5 第二十七条、第三十七条、第三十九条において準用する特許法第百五条、第百五条の二及び第百六条並びに民法第七百十九条及び第七百二十四条（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が商標権の設定の登録前に当該商標登録出願に係る商標の使用の事実及びその使用をした者を知ったときは、同条中「被患者又ハ其法定代理人が損害及ビ加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「商標権ノ設定ノ登録ノ日」と読み替えるものとする。

本条は、商標登録出願から商標権の設定登録に至る間における、当該商標に化体した業務上の信用を保護することを目的として、当該商標を第三者が指定商品又は指定役務について使用することにより生ずる出願人の業務上の損失を補填するため、その使用をした者に対する金銭的な支払請求権を認めるものである。

第1項は、金銭的請求権の内容について規定したものである。すなわち、商標登録出願人は、商標登録出願に係る内容を記載した書面を提示して警告した後、商標権の設定の登録までの間に、その商標を当該指定商品等について使用した者に対して、当該使用によって生じた業務上の損失に相当する額の金銭の支払いを請求することができるとしたものである。

警告をこの金銭的請求権の発生の要件としたのは、第三者に突然の金銭的請求という不意打ちを与えないためであり、また特許法第65条に基づく補償金請求権より請求できるのは実施料相当額であるのに対し、本条により請求できる額は業務上の損失相当額であるところ、損失が発生していることを出願人（請求人）が認識した上で請求するものであるからである。したがって、たとえ相手方が悪意で使用していても警告は必要であり、悪意で使用されいても損失が発生していないければ、たとえ警告をしても金銭的請求権は発生しない。そして、たとえそれが商標登録出願に係る商標とは知らずに使用している場合であっても、警告があった後は、その使用を継続することによって出願人に業務上

の損失を与えたときは、その損失に相当する額の金銭を支払わねばならないこととなる。

このことは、商標が商標登録出願された事実又は公開公報に掲載されたというだけでは、当該商標の使用に係る第三者がその商標登録出願に係る商標であることを知っているものとは推定されないとということである。したがって、商標登録出願人は、金銭の支払いを請求するためには、当該商標の使用に係る第三者に対し、商標登録出願に係る内容を記載した書面を提示して警告しておく必要がある。

また、本請求権の創設の目的が商標に化体した業務上の信用を保護することにあるので、商標登録出願人に業務上の損失を与えた事実の存在が必要であることとした。したがって、この請求権の発生の前提として出願人自らの使用が原則として必要とされることとなる。

第2項は、金銭的請求権を行使することができる時期は、商標権の設定登録があった後である旨を規定したものである。これは出願されたものの全てが登録されるものではないことから、そのような段階で請求権の行使を認めると、後に拒絶された場合の利害関係の調整が困難な場合があることから、審査が終了して商標権の設定の登録が行われた後に行使を認めることとした。

第3項は、金銭的請求権と商標権との関係について規定したものである。すなわち、金銭的請求権は、商標登録出願から商標権の設定の登録までの間における第三者による使用に対して生ずるものであり、商標権の設定登録後の使用には及ばないものとした。

第4項は、金銭的請求権は、その商標登録出願について最終的に商標権の設定の登録がある場合以外は、初めから存在しなかったものとみなされる旨を規定するものである。

第5項は、保護の対象となる商標及び指定商品の範囲(第27条)、保護の対象となる行為に侵害とみなす行為(第37条)、書類の提出(特許法第105条)、裁判所からの鑑定の嘱託(同第105条の2)、信用回復の措置(同第106条)の規定を準用した。

第11章 企業活動の国際展開に伴う商標保護のための制度整備について

また、商標登録出願中の第三者の使用行為は、不法行為に近いものであるので、共同不法行為（民法第719条）及び不法行為に基づく債権の消滅時効（同第724条）の規定を準用することとした。ただし、同第724条は、損害賠償の請求権は損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは時効により消滅すべき旨を規定しているが、商標法において本規定をそのまま準用すると、金銭的請求権は商標権の設定の登録があった後でなければ行使できないことから、商標権の設定の登録がされ、金銭的請求権を行使しようとしたときは、その請求権は時効によって消滅していたということになりかねないので、金銭的請求権については、その消滅時効の起算点を商標権の設定の登録の日とした。

【関連する改正事項】

◆商標法第68条第1項（商標に関する規定の準用）

防護標章登録出願についても早期保護制度を導入していることから、本条を防護標章登録出願に準用するものである。したがって、防護標章登録出願から防護標章登録までの間にについて早期保護が図られることになる。

◆商標法第69条（指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特則）

この規定は、指定商品等が二以上あるときに、その個々の商品等ごとに商標権があるものとして扱う規定である。

第13条の2第4項において金銭的請求権が消滅する場合を扱っており、この場合について個々の商品等ごとに消滅すると扱うことが適切であるので、特則を定めている第69条を改正したものである。

ハ. 登録料の納付時における区分の減縮

（手続の補正）

第六十八条の二（略）

2 商標登録出願をした者は、前項の規定にかかわらず、第四十条第一項
又は第四十一条の二第一項の規定による登録料の納付と同時に、商標登

録出願に係る区分の数を減ずる補正をすることができる。

商標法の平成8年改正により商標登録出願について一出願多区分制度が導入されたが、複数の指定区分からなる商標登録出願については、登録査定又は登録すべき旨の審決後については、実質上の審査・審理が終了していることから商品及び役務に関する減縮補正は認めていなかった。

本条第2項は、上記のように、従来認められなかった商標登録をすべき旨の査定又は審決後の商標登録出願の区分の減縮に係る補正に限り認める規定を新たに追加したものである。

商標権の設定登録前の区分の減縮補正を認めることにより、商標登録を受けようとする者は、権利化の必要性が無くなつた商標の登録を免れることにより自己の使用する商標のみ商標登録を受ける機会が与えられ、第三者からすれば不使用商標の増加を抑制でき、商標選択の余地を増すこととなる。

ただし、審査の終了後の補正であることから、出願の内容、すなわち権利客体の拡大のおそれのない範囲でのみ補正を認めることとして、指定商品又は指定役務の区分の数を減ずる補正（=区分単位での減縮補正）のみを認めることとした。

したがって、商標登録をすべき旨の査定又は審決後に個別の指定商品又は指定役務を減縮する補正は、本項によっては認められない。

また、本項の補正は、前項の補正の例外であり、その時期は登録料（分割納付をする場合の前半部分の登録料を含む。）の納付と同時に限られる。

なお、手続媒体が相違するとき、具体的には料金納付について手納制度を利用する場合には、オンライン手続をした日と同日に手続補正書（紙）を提出すればよいことになる（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第14条第2項）。

◆商標法第68条の40（手続の補正）

特許法等の一部を改正する法律第5条の改正において、第7章の次に第7章の2として議定書実施のための章を設けたため、この第68条の2の条文は

第11章 企業活動の国際展開に伴う商標保護のための制度整備について
マドリッド協定議定書が我が国において効力を生ずる日から、第68条の40に
条文が移動する。

【関連する改正事項】

◆商標法第40条第1項（登録料）

今回の改正で、本条第2項でも「区分」の定義を使用することとしたため、
当該定義をしている第40条第1項の該当箇所を改正している。

二．出願公開後の出願情報の公示

（商標公報）

第七十五条（略）

2（略）

二 出願公開後における拒絶をすべき旨の査定又は商標登録出願若しく
は防護標章登録出願の放棄、取下げ若しくは却下

二 出願公開後における商標登録出願により生じた権利の承継

三 出願公開後における願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は
商標登録を受けようとする商標若しくは防護標章登録を受けようとす
る標章についてした補正

四（略）

五（略）

六（略）

七（略）

出願公開公報の発行に伴い、その公報掲載後の商標登録出願の処分などにつ
いても商標公報に掲載することとし、商標登録出願情報の内容についての公示
を図ろうとするものである。

第1号は、出願公開後に商標登録出願若しくは防護標章登録出願が拒絶の査

定、放棄、取下若しくは却下された場合には、第13条の2の規定による第三者の商標登録出願に係る商標等の使用が制限されなくなることから、その事実を公表するものである。

第2号は、出願公開後に商標登録出願から商標登録までの間について、第13条の2の規定に基づく請求権を有することになる者の変更を明らかにするものである。

第3号は、出願公開後の補正を公表するものである。第13条の2の規定により、請求権の発生する内容の変更を明らかにするものである。

(3) 商標法に関するその他の改正事項

◆商標法第18条第3項第3号（商標権の設定の登録）

第12条の2（出願公開）の新設にともない、標準文字と商標との関係について本条において改めて規定するまでもないことから削除訂正をした。

◆商標法第70条第1項（登録商標に類似する商標等についての特則）

条文中の文言について形式的な修正を行った。

◆商標法第71条第1項第1号（商標原簿への登録）

第21条（商標権の回復）等との関係で条文中の文言について形式的な修正を行った。

2. マドリッド協定議定書加入のための改正

(1) マドリッド協定議定書の概要について

① 経緯

マドリッド協定議定書は、1891年4月にパリ条約の特別取締として制定され、1967年（昭和42年）に採択された「ストックホルムで改正された標章の国際登録に関するマドリッド協定」（以下「マドリッド協定」という。）

第11章 企業活動の国際展開に伴う商標保護のための制度整備について

について、同協定に基づいて運営される商標の国際登録制度の参加国を増加させる等の目的で、審査主義国（日本、連合王国、アメリカ合衆国等）にも配慮した規定とした上で1989年（平成元年）6月に採択された。

1995年（平成7年）12月に発効し、翌1996年（平成8年）4月から制度運営が開始されている。

② 加盟国

連合王国、ドイツ、フランス等の主要国を含む39カ国が加盟。今後、更に増加していくことが予想されている。

〈加盟国一覧（平成11年末現在）〉

(欧　州)	連合王国、ドイツ、フランス、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、ポルトガル、スペイン、モナコ、アイスランド、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、リヒテンシュタイン、スイス、チェコ、スロヴァキア、ハンガリー、ポーランド、ロシア、リトアニア、モルドバ、スロヴェニア、グルジア、ルーマニア、ユーゴスラヴィア、エストニア、オーストリア
(その他)	中国、キューバ、北朝鮮、ケニア、レソト、スワジランド、トルコ、モザンビーク、トルクメニスタン、モロッコ　　（合計39カ国）

③ 制度の骨子

締約国の一国（以下「本国」）に登録又は出願されている商標を基礎に、当該本国の官庁（以下「本国官庁」という。）を通じ、保護を求める締約国（以下「指定国」という。）を明示してWIPO国際事務局に国際出願し、同事務局が維持管理する国際登録簿にその商標が国際登録されると、その指定国の官庁が1年又は18箇月以内に拒絶理由を通告しない限り、その指定国において保護を確保することができる。

④ 商標の保護の具体的な内容

国際登録された商標は、指定国において、次の保護を受けることができ

る。

- イ. 国際登録日から、指定国の官庁に直接出願されていた場合と同一の効果。
- ロ. 指定国の官庁が、拒絶通報期間（1年又は18箇月）に拒絶する旨の通報をしない場合には同期間の経過時、又は後に拒絶通報を撤回した場合はその撤回時に、国際登録日から、その商標がその指定国の官庁に登録されていた場合と同一の効果。
- ハ. 最初の国際登録の存続期間は、国際登録日から10年(その後更新可能)。

⑤ 主な手続の概略

イ. 国際出願及び使用言語

締約国の国民等は、本国官庁にした商標の国内出願又は登録を基礎として、本国官庁を経由して、国際事務局に対して商標の国際出願を行う。国際出願の言語は、英語又は仏語。

ロ. 国際事務局による国際登録

国際事務局は、国際出願を方式審査した後、国際登録簿に商標を国際登録する。国際登録された商標は、国際事務局により国際公表される。

ハ. 国際事務局による指定国官庁への通報

国際事務局は、国際登録後、その旨各指定国の官庁に対して通報する。

ニ. 指定国官庁による拒絶の通報

指定国の官庁は、その指定国において国際登録に係る商標の保護を拒絶する場合には、上記ハ. の通報の日から1年又は18箇月以内にその旨国際事務局へ通報する。

ホ. セントラルアタック（国際登録の基礎出願・登録への従属性）

国際登録の日から5年以内に本国における基礎出願が拒絶、取り下げ、若しくは放棄又は基礎登録が無効若しくは取り消しとなった場合には、国際登録も取り消される。この場合、国際登録の名義人であった者は、救済措置として各指定国における国際登録を国内出願へ変更することができる。

ヘ. 更新

国際登録の存続期間は国際登録日から10年。国際事務局への一つの更新申請で複数国を指定する国際登録をも更新することができる（この場合、指定国における登録の効果も更新される）。

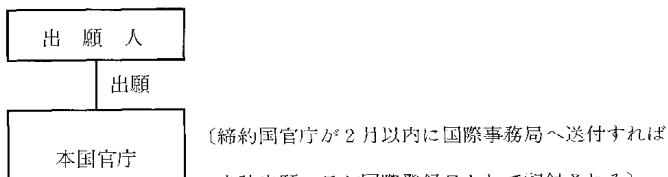
ト. 料金

一の通貨（イスラエル・ペソ）による料金支払いだけで、国際出願及び国際登録を更新することができる。

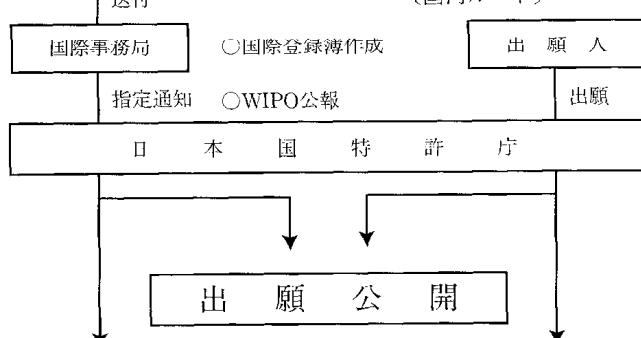
なお、本国官庁は国際出願等の事務取扱いについて、自己の裁量により料金を定め自己の収入として徴収することができる。

マドリッド協定議定書ルートと国内ルートの手続フローの概要

〔議定書ルート〕



〔国内ルート〕



審査・設定登録

- 国内登録簿作成
- ・国際登録原簿へのアクセスのための情報
- ・日本での権利発生日
- ・質権設定等の事項

商標原簿作成

(現行通り)

商 標 公 報

第11章 企業活動の国際展開に伴う商標保護のための制度整備について

(補説) マドリッド協定議定書とマドリッド協定との関係

マドリッド協定議定書はマドリッド協定とは独立した別個の条約であるが、以下のような関係を有する。

1. マドリッド協定議定書の締約国は、マドリッド協定の当事国と同一の同盟を構成する（議定書第1条）。
2. 双方の条約の適用については、マドリッド協定議定書の締約国がマドリッド協定の当事国である国同士であるときは、マドリッド協定議定書は適用されず、マドリッド協定が適用される（議定書第9条の6(1)）。
3. マドリッド協定議定書の締約国は、マドリッド協定の当事国と同一の総会の構成国となる（議定書第10条(1)(a)）。
4. 同一の国際事務局が国際登録、国際公表、各種通報等の両条約の事務を担当する（議定書第11条(1)）。

表 マドリッド協定とマドリッド協定議定書の相違

	マドリッド協定	マドリッド協定議定書
1. 使用言語	仮語のみ	英語と仮語
2. 国際出願の基礎	本国における登録のみ	本国における出願又は登録
3. 拒絶通報の期間	国際事務局による指定通報の日から1年	国際事務局による指定通報の日から1年又は18箇月
4. 国際登録の存続期間	20年（更新可能）	10年（更新可能）
5. セントラルアッタック（国際登録の基礎出願・基礎登録への従属性への対応措置）	国際登録の日から5年以内に本国における基礎登録が無効・取消となつた場合は、国際登録も取り消され、それに対応する措置はない	国際登録の日から5年以内に本国における基礎出願・基礎登録が拒絶・取下・放棄・無効・取消しとなつた場合には、国際登録も取り消されるが、国際登録を各指定国への国内出願に変更することが可能
6. 手数料	締約国が独自に個別手数料を設定し徴収できない（一律の手数料）	締約国は追加手数料及び附加手数料に代えて、独自に設定する個別手数料を徴収できる
7. 締結の主体	パリ条約の同盟国	パリ条約の同盟国及び一定の要件を満たす政府間機関（例えば、EC）

(2) 改正の概要

① 登録の査定の特例（第16条）

商標登録出願について、政令で定める期間内に拒絶の理由を発見しないときには、審査官又は審判官は商標登録の査定を行う旨を規定した。

② 我が国より国際事務局に国際登録出願の願書等を提出するための規定（商標法第7章の2第1節：第68条の2～第68条の8）

我が国の商標登録出願・商標登録を基礎として、国際登録出願を行うための規定。その他に、指定国を追加する事後の指定等を日本国特許庁を通じて行う場合についての手続を規定した。

③ 我が国外以外の締約国が我が国を指定して国際登録の保護を受けようとするための規定（商標法第7章の2第2節：第68条の9～第68条の31）

第68条の9により、我が国を指定する領域指定を通常の商標登録出願とみなし、国内の商標法の手続に含ませることを規定し、また議定書固有の制度から必要となる手続や、国内の商標法を適用するための読み替えを規定した。その他に国内の商標法にはあるが国際登録簿による管理の制約から適用できない手続を除くための特例規定を設けた。

④ 議定書に基づく保護が失われた後に我が国において保護を受けようとするための規定（商標法第7章の2第3節：第68条の32～第68条の39）

国際登録から5年以内に、本国官庁の所在する国において国際登録の基礎となった出願又は登録の効果が失効しその国際登録の保護が失われた場合（いわゆるセントラルアタック（議定書第6条(3)）により、又は我が国外以外の締約国が議定書を廃棄することにより議定書締約国民等としての国際出願をする資格を失った後の我が国への再出願をするための要件等を規定した。